

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 29 日
北海道開発局長
坂場 武彦

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和 7 年 1 月 7 日	しばた たかし 柴田 隆、 一級建築士 第 200187 号	戒告	建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、定期講習を受講していないため、令和 6 年 1 月 12 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和 7 年 1 月 7 日	やまたに けんたろう 山谷 憲太郎、 一級建築士 第 29317 号	戒告	建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、定期講習を受講していないため、令和 6 年 1 月 12 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

令和 7 年 1 月 7 日	く ほ た かつみ 久保田 克己、 一級建築士 第 257662 号、 設備設計一級建築士 第 1322 号	戒告	建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 5 号に定める設備設計一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、定期講習を受講していないため、令和 6 年 1 月 12 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
---------------------------	---	-----------	--